

東広島市立寺西小学校いじめ防止委員会設置要領

(設置)

第1条 「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、「いじめ防止委員会」を設置する。

(委員会の目的)

第2条 校内にいじめの防止等に係る委員会を設置することで、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する。

(業務内容)

第3条 委員会は、いじめの防止に係る次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った児童に対する指導
- (6) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携
- (8) その他いじめの防止に係ること

(委員構成)

第4条 委員は校長が指名し、生徒指導主事を長とし、次の教職員で構成する。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、スクールカウンセラー

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

付則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する設置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。